

勤務条件等

福島県職員採用候補者試験による採用は、**係員**としての採用となります。

※以下の内容は令和6年4月時点のものです。

1 給与

- 初任給は、個々の職歴等の経歴に応じて決定されます。
なお、現在、大学新卒者の初任給の基準は月額 207,100 円、薬学で月額 234,100 円となっています。
- (例)
 - ・採用時の年齢が 30 歳で、大学卒業後の職務経験年数が 8 年の場合、約 24 万円
 - ・採用時の年齢が 40 歳で、大学卒業後の職務経験年数が 18 年の場合、約 32 万円
 - ・〔薬学〕採用時の年齢が 30 歳で、薬剤師免許取得後の職務経験年数が 6 年の場合、約 26 万円
(あくまで仮定条件に基づいた金額であって、個人ごとの事情によって変動します。)
- 60 歳を超える職員については、適用される給料表の級・号給の給料月額 の 7 割の額となります。
- 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務(残業)手当、期末・勤勉手当(ボーナス)などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
- 人事委員会の勧告に基づいて給与改定が行われます。

2 勤務時間・休暇

- 勤務時間は、原則として月～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで、完全週休 2 日制です。
- 年次有給休暇(年間 20 日間、繰り越しにより最大 40 日間)のほか、夏季、結婚、出産、病気、子育て、介護、ボランティアなどを事由とする休暇があります。

3 福利厚生

- 共済・共助制度があり、病気・けが・出産時の助成、結婚・子どもの入学時の祝い金などの給付のほか、住宅資金等の貸付も行っています。なお、職員は共済組合・共助会に加入し、掛金は給料から控除されます。
- 県内各地に職員公舎があり、一定の条件により入居できます。

4 勤務先

- 本庁又は県内外の出先機関に配属されます。
- 受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置の場合あり)を行っています。